

保育所・認定こども園等の適正利用にご協力ください

～ご家庭でお子さんと過ごす時間も大切にしましょう～



★保育所等は・・・

お仕事などで、**ご家庭での保育が難しい**お子さんを**保護者に代わって保育**する場所です。

★ご家庭で保育できる日や時間がある場合は・・・

お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう！

ご家庭で会話をしたり、スキンシップをとったりすることで基本的なコミュニケーションや生活習慣が身に付き、お子さんの成長はもちろん、学びの源となる興味や関心が深まります。



保育所等のご利用に関する基本原則

保育所等は、原則、認定された保育の事由以外の理由で利用することはできません。

また、認定された保育必要量（８時間または１１時間）は最大時間であり、実際の利用時間は保育が必要な範囲です（例えば、就労の場合の利用時間の原則は、**就労時間＋通勤時間**）。

保護者の皆様に具体的にお願いしたいこと

- 1 お仕事帰りのお買い物の場合・・・お子さんのお迎え後に行きましょう！
- 2 きょうだいの習い事の送迎や行事へ参加する場合・・・基本的に保育所等の利用はできません。
（やむを得ず利用する場合は、利用の保育所等に事前に相談しましょう。）
- 3 お仕事がお休みの場合・・・基本的にご家庭での保育となります。
（保護者の方の通院等、事情がある場合は、利用の保育所等に事前に相談しましょう。）
- 4 育児休業中の場合・・・育児休業中に上のお子さんを保育所等に預けている方は、ご家庭で一緒に過ごす時間を増やすため、可能な範囲で早めのお迎えをご検討ください。

多くの方の協力があって保育は成立しています。保護者の皆様に保育所等の適正利用にご協力いただくことは、保育所等で過ごすお子さんのより安全で安心な保育に繋がります。

各ご家庭において様々なご事情があるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。